注11　単元株式数を定款で定めていない株式会社にあつては、１単元の株式数の欄の記載を要しない。

注12　法第159条の認定を受けて設立される株式会社にあつては、設立時発行株式の状況を記載すること（イにおいて同じ。）。

イ　外資議決権比率に関する事項

区分		氏名又は名称	住所(A)	法人番号(B)	株式数(株)(C)	議決権の数(個)(D)	(D)／議決権の総数(%)(E)	外資系日本法人の議決権を有する外国法人等		(E)の比率(%)(H)	(E)×(G)(%)(I)	備考
								氏名又は名称(F)	外資系日本法人の議決権の総数に対する議決権の比率(%)(G)			
外国法人等	議決権の総数の1000分の１以上を占める者											
	議決権の総数の1000分の１未満を占める者の合計（計　者）(J)											
外資系日本法人	議決権の総数の10分の１以上を占める者											
合　計												

注１　外国法人等とは、法第159条第２項第５号イ(1)から(3)までに掲げる者をいい、外資系日本法人とは、外国法人等が議決権を有する日本の法人又は団体をいう。外資系日本法人の議決権を有する外国法人等については、第185条第４項の規定により外国法人等とみなされる法人又は団体についても記載すること。

注２　(A)の欄は、都道府県市区町村（外国法人等にあつてはこれに準ずるもの）を記載すること。この場合において、法人又は団体にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。